

労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 労働者災害補償保険法施行規則の一部改正

特別加入の対象となる事業として、高年齢者の雇用の安定等に関する法律第十条の二第二項に規定する創業支援等措置に基づき、同項第一号に規定する委託契約その他の契約に基づいて高年齢者が新たに開始する事業又は同項第二号に規定する社会貢献事業に係る委託契約その他の契約に基づいて高年齢者が行う事業であつて、厚生労働省労働基準局長が定めるものを新たに規定すること。

第二 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部改正

第一の事業に係る第二種特別加入保険料率を千分の三とすること。

第三 施行期日

この省令は、令和三年四月一日から施行すること。